資料　2

飼料の残留農薬の基準の必要性について

1. 平成15年5月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が指定する物質（対象外物質）を除く全ての農薬等は、一律基準を超えて残留してはならず、その例外として残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないとされる制度（ポジティブリスト制）が平成18年5月29日に導入されることとなった。

2. 食品中の各農薬の残留基準値は、平成17年11月29日に、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件」（平成17年厚生労働省告示第499号）で示されたところであるが、畜産物の残留基準値を遵守するには、飼料中の農薬の残留基準値を設け、このような基準が守られている飼料のみを家畜へ給与することが唯一の手段である。

3. 仮に、農薬に汚染された飼料が使用されたり、食品中の農薬の残留基準を満たさない農作物が飼料に流用された場合、食品衛生法を満たせない畜産物が生産され、国民の健康に影響を及ぼす恐れがあることから飼料についても残留農薬の基準値を定める必要がある。

4. 飼料の残留農薬の基準値を設定する場合には、食品健康影響評価を受ける必要があるが、かかる状況により評価を受けるいとまがないことから、基準値が設定される本年5月以降すみやかに評価を求めることとする。

畜産物中の農薬残留をコントロールするには、飼料をコントロールする必要がある。

新たに食品衛生法に基づくポジティブリスト制度の導入（平成18年5月～）

農産物

生産者がルールを守って農薬を使用

基準を満たした農産物が生産される

畜産物

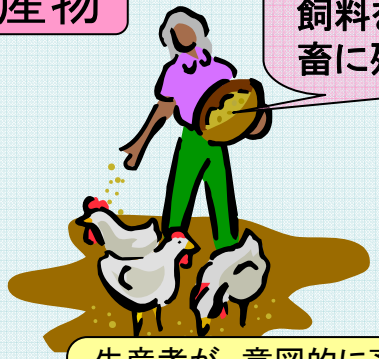

飼料中の農薬が不適正に残留すると飼料を摂取する家畜に残留する。

生産者が、意図的に畜産物の農薬残留をコントロールすることは不可能

基準を満たした畜産物を生産するには、基準を満たした飼料を用いる必要がある。

飼料中の残留農薬の省令化に関する経緯について

平成15年　5月	食品衛生法等の一部を改正する法律の公布
平成15年10月	意見募集（第一次） 意見募集（第二次） 意見募集（最終） （食品中の農薬等の暫定基準値等）
平成16年　8月	
平成17年　6月	
平成17年11月29日	暫定基準値（告示）の公布 厚生労働省から食品安全委員会に対し報告（別紙1）
平成17年12月　9日	農業資材審議会飼料分科会安全性部会家畜飼料委員会において審議
平成17年12月21日	農業資材審議会飼料分科会安全性部会いおいて審議
平成17年12月28日	飼料中の残留基準値案に対する意見募集開始 （平成18年1月27日まで）

今後、食品安全委員会の調査審議、農業資材審議会飼料分科会等での審議を経て最終的な結論を得る。

平成18年　5月29日　ポジティブリスト制度及び飼料中の残留農薬の基準の施行

飼料の残留基準値の設定について　1

- 食品衛生法で定める穀物の基準値を準用し、飼料穀物の基準値を設定
- 諸外国の基準値等を参考とし、乾牧草の基準値を設定

例：アラクロールの残留基準値

とうもろこし
0.2ppm

ライ麦
0.05ppm

エン麦
0.1ppm

穀類：食品の暫定基準値に準じる

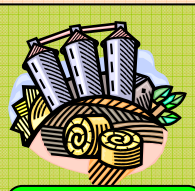

乾牧草
3ppm

諸外国の基準値を参考

ワーストケースを想定

上記基準値を含む飼料を食べる場合の畜種毎の最大摂取濃度を計算する。
計算方法は、FAOマニュアル※を参考

※ Submission and evaluation of pesticide residues data for the estimation of maximum residue levels in food and feed

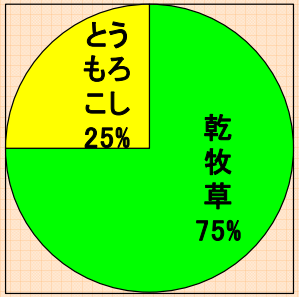

牛の最大摂取濃度
2.3ppm

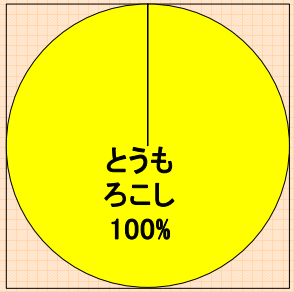

豚、鶏の最大摂取濃度
0.2ppm

飼料の残留基準値の設定について　２

飼養試験の結果から、ワーストケースの飼料を食べ続けても、**食品衛生法の畜産物の基準値を遵守できることを確認**する。

飼養試験

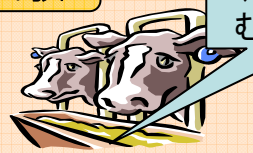

アラクロールを含む飼料を給与

畜産物への残留量を調査

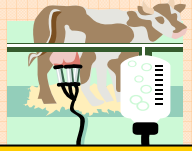

5ppmの飼料 → 乳の残留 <0.01ppm

5ppmの飼料 → 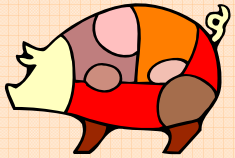 脂肪の残留 <0.02ppm

5ppmの飼料 → 卵の残留 <0.02ppm

ワーストケースの飼料（牛:2.3ppm,鶏、豚：0.2ppm）を家畜等へ給与しても食品中の暫定基準値を満たすことを確認

暫定基準値 0.01ppm

暫定基準値 0.02ppm

豚の脂肪の暫定基準値 0.02ppm

遵守可能な範囲でより厳しい基準値を設定

別紙１

写

厚生労働省発食安第1129001号
平成１７年１１月２９日

食品安全委員会
委員長　寺田　雅昭　殿

厚生労働大臣　川崎　二郎

食品安全基本法第２４条第２項に基づく報告について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第２項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成１５年法律第５５号）による改正後の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第３項の規定に基づく食品中に残留する農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準等の設定に際し、当該残留基準等の設定が食品安全基本法第１１条第１項第３号に該当することから、同法第２４条第１項ただし書の規定に基づき、同項本文の規定に基づく同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成１７年１１月２９日をもって当該残留基準等を設定したこと

（参考）

食品安全基本法（抜粋）

第十一条　食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二　人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

三　人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2　前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3　（略）

第二十四条　関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一　食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第九条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十一条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二～十四　（略）

2　関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施

策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

別紙２

プレスリリース

平成１７年１２月２８日
農　林　水　産　省

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）についての意見・情報の募集について

この度、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）」について、広く国民等から意見・情報を募集いたしますので、お知らせします。

１　意見・情報の提出方法
（１）インターネットによる提出
農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp)に掲載
（２）郵便
〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
（３）ＦＡＸ
０３－３５０２－８２７５

２　意見・情報の提出締切日
平成１８年１月２７日（金）

３　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）の概要

飼料中に残留する農薬の成分である物質及びアフラトキシンＢ$_1$の量の限度を別添のとおり定めることとする。

参考：　パブリックコメントの資料については、閲覧用として報道室に置いてあります。
また、「農林水産省ホームページ」の「パブリックコメント」でも御覧いただけます。

問い合わせ先
消費・安全局　畜水産安全管理課
飼料安全基準班
担当者　　元村　　古川
代表　０３－３５０２－８１１１
内線　　３１７１　　３１７２
直通　０３－３５０２－８２０６

（別添）

単位：mg/kg（ppm）

農薬名	対象となる飼料及び基準値案										備考
	小麦	大麦	ライ麦	とうもろこし	エン麦	マイロ	乾牧草	配合飼料又は混合飼料			
								鶏又はうずら用	豚用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
2，4－D	0.5	0.5	0.5	0.05	0.5	0.5	260				2,4-D、2,4-Dナトリウム塩、2,4-Dジメチルアミン塩、2,4-Dエチル，2,4-Dイソプロピル、2,4-Dブトキシエチル及び2,4-Dアルカノールアミン塩を含む
ＢＨＣ							0.02	0.005	0.005	0.005	α-BHC，β-BHC，γ－BHC及びδ-BHCの和 α－BHC、β-BHC及びγ-BHCが検出された場合は、γ－BHCの検出の有無に関わらずBHCの基準を適用
ＤＤＴ							0.2	0.2	0.2	0.2	pp'-DDD、pp'-DDE，pp'-DDT及びop'-DDTの和
アセフェート				0.5			12				
アトラジン	0.3	0.02	0.02	0.2	0.02	0.02	15				
アラクロール		0.05	0.05	0.2	0.1	0.1	3				
アルジカルブ	0.02	0.02	0.02	0.05	0.2	0.2	1				
イソフェンホス				0.02							
イミダクロプリド	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	0.05	6				
エチオン							20				
エンドリン							0.01	0.01	0.01	0.01	
カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.7				カルタップ，ベンスルタップ及びチオシクラムの総和をカルタップに換算
カルバリル	2	5	5	0.1	10	10	250				
カルベンダジム、ベノミル，及びチオファネートメチル	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	10				カルベンダジム、ベノミル及 びチオファネートメチルの総和をカルベンダジムに換算したものの和
カルボフラン	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	13				カルボフラン及び3- ヒドロキシカルボフランをカルボフランに換算したものの和
キャプタン				10							
グリホサート	5	20	0.2	1	20	20	120				グリホサート、グリホサートアンモニウム塩、グリホサートイソプロピルアミン塩、グリホサートトリメシウム塩及びグリホサートナトリウム塩を含む
グルホシネート	0.2	5		0.2			15				グルホシネート、N-アセチルグルホシネートをグルホシネート換算した物及び３－メチルホスフィニコ－プロピオン酸をグル ホシネートに換算したものの総和。乾牧草は、N-アセチルグルホシネートを除く
クロルピリホス	0.5	0.2	0.01	0.1	0.75	0.75	13				
クロルピリホスメチル	10	6	7	7	10	10					
クロルフェンビンホス	0.05			0.05							E体及びZ体の和
クロルプロファム	0.05	0.05	0.05	0.05							
クロルベンジレート				0.02							
シアナジン	0.1	0.05	0.01	0.1	0.01	0.01	0.01				
ジカンバ	0.5	0.5	0.1	0.5	3	3	200				ジカンバ、ジカンバイソプロピルアミン酸、ジカンバジメチルアミン酸、ジカンバカリウム塩及びジカンバナトリウム塩を含む
ジクロルボス及びナレド	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	10				ジクロルボス及びナレドをジクロルボスに換算したものの和
ジクワット	2	5	0.03	0.05	2	2	100				
シハロトリン	0.05	0.2	0.02	0.04	0.2	0.2	3				ラムダ-シハロトリンを含む
シフルトリン	2	2	2	2	2	2	3				各異性体の和

農薬名	対象となる飼料及び基準値案										備考
	小麦	大麦	ライ麦	とうもろこし	エン麦	マイロ	乾牧草	配合飼料又は混合飼料			
								鶏又はうずら用	豚用	牛、めん羊、山羊又はしか用	
シマジン				0.3			9				
ジメトエート	0.1	0.04	0.2	1	0.01	0.01	2				
ダイアジノン	0.1	0.1	0.1	0.02	0.1	0.1	10				
チアベンダゾール	0.5	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	10				
ディルドリン及びアルドリン							0.02	0.02	0.02	0.02	ディルドリン及びアルドリンの和
デルタメトリン及びトラロメトリン	1	1	1	1	1	1	5				デルタメトリン及びトラロメトリンの和
テルブホス	0.01	0.01	0.005	0.01	0.05	0.05	1				
トリシクラゾール	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	5				
二臭化エチレン	0.1	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01					
パラコート	0.05	0.05	0.05	0.1	0.5	0.5	5				
パラチオン	0.3	0.5	0.05	0.3	0.08	0.08	5				
ピペロニルブトキシド	24	24	24	24	24	24					
ピリミホスメチル	1	1	1	1	1	1					
フィプロニル							0.2	0.01	0.02	0.02	
フェニトロチオン	10	5	1	1	1	1	10				
フェノブカルブ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3					
フェンチオン				5							
フェントエート	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4					
フェンバレレート							13	0.5	4	8	各異性体の和であり、エスフェンバレレートを含む
フェンプロパトリン							20				
ブロモキシニル	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1				
ヘプタクロル							0.02	0.02	0.02	0.02	ヘプタクロルエポキシドを含む
ペルメトリン	2	2	2	2	2	2	55				各異性体の和
ベンタゾン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	3				
ペンディメタリン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1				
ホスメット	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	40				
ホレート	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.5				
マラチオン	8	2	2	2	2	2	135				
メチダチオン	0.02	0.02	0.02	0.1	0.2	0.2	12				
メトプレン	5	5	5	5	5	5					
リンデン							0.4	0.05	0.05	0.4	γ－BHCを示す

かび毒名	対象飼料の種類	基準値案
アフラトキシンB_1	牛用飼料（ほ乳期子牛用及び乳用牛用）	0.01mg/kg
	豚用飼料（ほ乳期子豚用）	0.01mg/kg
	鶏用飼料（幼すう用及びブロイラー前期用）	0.01mg/kg

注：乾牧草とは、乾牧草、わら並びに牧草及びわらに由来するサイレージ（水分を１０％に換算）を指す。